いじめ防止対策委員会 22条

校長·教頭·生徒指導部長·人権教育部長 各学年主任・教育相談コーディネーター・当該学級担任・ 養護教諭

※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う

- ○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発 見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核と なる常設の組織を設置する。
- ○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問 題を抱え込むことのないように、教職員全体で 共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確 実に行い、学校全体で総合的ないじめ対策を 行う。

組織対応の流れ

面談やアンケート調査により いじめ(疑われるものも含む)事象の相談 積極的な認知に努める 確 認 ○被害生徒・加害生徒からの聴き取り 正確な事実確認と情報共有 ○周辺生徒からの情報の収集 (担任·副担任·学年主任·部活動顧問等関係職員) ○保護者と連携 報告 重大事態については速やかに 県教育委員会へ一報 教 生徒指導部長 頭 校 長 報告 教育支援部生徒指導係 直通 0744-33-8908 即日対応 招集 (24時間以内) , 50 ○教職員の役割分担と指導方針の決定 いじめ防止対策委員会 ○県教育委員会・警察等関係機関との連携 ※橿原警察署(0744-23-0110) 招集 ○保護者への情報提供 ○事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解 職員会議 ○全教職員が協働して事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む

対 応

具体的な指導・支援

「個人別生活カード」 による記録の徹底

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施。

被害者への支援

加害者への指導

友人・知人への指導・支援 (傍観者等)

共感的に受け止める

- ○伝えること
 - ・学校として「何としても守る」 という姿勢
 - ・プライバシーの保護
- ○確認すること
 - ・身体の被害状況(診断書)
 - ・金品の被害状況
 - ・カウンセリングの必要性
 - ・警察への被害申告の意志
- ○留意すること
 - ・再発や潜在化

毅然とした態度で

- ・いじめは決して許されない 行為であること
- ・いじめられた側の心の痛み
- ・自分の行為が重大な結果 に繋がった
- ○確認すること

○伝えること

- ・カウンセリングの必要性
- ○留意すること
 - ・加害者の心理的背景 (ストレス・自己存在感等)
 - ・加害者が被害者になること

みんなを守るという姿勢 ○伝えること

 \bigcirc

- ・いじめられた側の心の痛み
- ・傍観者等も加害者で あること
- プライバシーの保護
- ○確認すること
- ・カウンセリングの必要性
- ○留意すること
 - ・傍観者等が被害者に なること

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

県教育委員会への報告

重大事態への対応

- ・速やかに県教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・県教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する